

イベント・講座・募集

リサイクルフェスタ

日時 / 3月7日(土) 13:00~15:30
場所 / 東住吉区民ホール(区役所3階)
 ※車での来場はご遠慮ください(当日区役所駐車場は利用できません)
内容 / ◆**ガレージセール**:ご家庭で不用になった衣料品やおもちゃ等を区民の方々が出品。
 ◆**環境学習講座**
主催 / 東住吉区廃棄物減量等推進員
問合せ / 中部環境事業センター(普及啓発担当)
 ☎06-6714-6411
 区民企画課5階54番
 ☎06-4399-9734 FAX06-6629-4564

フードドライブにご協力をお願いします!

ご家庭で余っている未開封のもので、常温で保存でき、賞味期限が1か月以上残っている食品(アルコール類を除く)をお持ちください。
 ※お預かりできない食品もあります。
日時 / 3月7日(土) 13:00~15:30
場所 / リサイクルフェスタ会場特設ブース
 ※お車での来場はご遠慮ください(当日区役所駐車場は利用できません)
 ※フードドライブとは、ご家庭で余っている食品を持ち寄って集め子ども食堂などに無償配布し、食品ロスにも繋がるエコ活動です。
問合せ / 中部環境事業センター(普及啓発担当)
 ☎06-6714-6411

東住吉区防災フェスタ

入場無料・申込不要

もしもの時のために、いろいろな体験を楽しみながら防災を学べる防災フェスタを開催します。

日時 / 2月16日(日)
 10:00~13:00
場所 / 東住吉区民ホール(区役所3階)
 ※車での来場はご遠慮ください

サポカー誤発進抑制装置も体験できます



●防災関係機関ブース●

- NTT西日本**
出展内容 / 災害用伝言ダイヤル「171」の展示・実演
- 関西電力**
出展内容 / 関西電力の防災対策、台風21号当時の被害状況・復旧状況の展示
- 平野工芸所**
出展内容 / 災害に強いまちづくり(パネル展示)
- 東住吉区社会福祉協議会**
出展内容 / 防災グッズ工作コーナー
 ・ごみ袋で作るポンチョ
- 大和川右岸水防事務組合**
出展内容 / 水防工法、水防資器材の展示・紹介
- 国土交通省近畿地方整備局 大和川河川事務所**
出展内容 / 防災・減災の取り組み
 TEC-FORCE(緊急災害対策派遣隊)の展示
- 東住吉警察**
出展内容 / 災害活動時の写真展示
- 東住吉消防署**
出展内容 / 消防服記念撮影ほか



防災セミナーも開催します!
 ぜひ参加して、防災への知識を深めましょう!

問合せ 区民企画課 5階54番 ☎06-4399-9909 FAX06-6629-4564

東住吉区住みます芸人「アンビシャス」の**空家**対策情報 **空家の事知っていますか?**

アンビシャスの空家対策

区役所からお知らせが届いた! どうしよう...

お知らせ 東住吉区役所

実家が空家になっている。

前から気になっていたけど、どうしたらいいのかわからず困っています。

それでしたら、こんな方々に相談したらどうかな?

森山 アンビシャス空家活性化サポーター

バーン これです! 真摯にご相談に応じます!!

えっ! それはなんですか??

おかげで解決することができました。区役所の方、ありがとうございました

そうですかよかったです。わたしは、区役所の職員ではないですよ。

区役所の職員ではないのですね

近年、人が住んでいない空家が全国各地で増加傾向にあります。空家を放っておくことで、防災・防犯・衛生面等で地域の方の生活環境に影響を与えたり、特定空家として色々なペナルティを受ける場合があります。そこで、東住吉区で取り組んでいる空家対策について東住吉区住みます芸人のアンビシャスが説明します。

「空家」って管理しないといけないの?

空家等は、所有者等※の私有財産であることから、適切な管理は所有者等の責務となります。
 ●瓦や壁が落下し、通行している方などに被害を与えた場合に、多額の損害賠償責任を負う可能性があります。
 ※所有者等…空家等を所有している方、または管理している方

「特定空家等」ってなあに?

法令※に基づき、次の状態のいずれかに該当するものを言います。
 ●建築物の倒壊、屋根・外壁の飛散など、保安上危険となるおそれがある場合
 ●ゴミ等の放置、害虫等の発生など、衛生上有害となるおそれがある場合
 ●立木等が建築物の全面を覆う程度まで繁茂しているなど、景観を損なっている場合 など。
 ※法令…空家等対策の推進に関する特別措置法

「特定空家等」になるとどうなるの?

法令※に基づき、所有者等に対し助言・指導等が行われます。改善されない場合は、勧告・命令等が行われ、場合によっては次のような措置を取ることがあります。
 ●住宅用地の特例が外され、固定資産税等の税金が現状の3~6倍に上がります。
 ●危険を回避するため、行政が代わりに措置し、それにかかった費用を所有者等に請求・負担していただきます。

これはとても困ります。



「こんなことになる前に...」東住吉区空き家活性化サポーター

●東住吉区を中心に活動する、区に登録された不動産事業者・工務店の方などがお悩み解決に向け真摯にご相談に応じます。

一度相談してみよ。



これまでの解決事例

●実家が空家となって悩む区民のご相談に、サポーターからリフォームをして賃貸にしてみようかとご提案をしました。

リフォームポイント

キッチン流し台の交換、床腐食修繕、和室から洋室への変更など



リフォーム後、賃貸物件となっています。ぜひ一度「空き家活性化サポーター」にご相談ください。詳しくは東住吉区ホームページをご覧ください。



空家の無料相談会の開催が決定しました。東住吉区に所有の空家でお困りの方はもちろん、東住吉区で空家を探している方もぜひ、ご相談ください。
開催日時 / 3月5日(土) 13:30~15:30 **開催場所** / 東住吉区役所3階 会議室(個室でご相談に応じます。)
相談方法 / 電話でご予約ください。ご予約は、2月3日(日)9:00から承ります。予約電話番号 ☎06-4399-9683
 ご予約は先着順となります。お早めにご予約ください。(予約時間:平日9:00~17:30)

相談無料 予約要 先着順

問合せ 政策推進課 5階53番 ☎06-4399-9683 FAX06-6622-9999

